

## 平成24年度 行政監査結果の概要

## 1 行政監査

監査委員による監査の一つとして、財務監査とは別に、地方公共団体の事務の中から特定のテーマを選定し、公正で能率的な行政の確保の観点から行う監査

## 2 テーマ

許認可等に係る書類の取扱いについて

## 3 目的

許認可等は、県民の生活や社会経済活動に密接にかかわるものであるため、事務処理における公正の確保と透明性の向上が求められる。また、その申請書類などには個人情報や申請者の事業活動情報などが含まれることが多く、その取扱いに慎重さが必要である。

このため、書類の取扱状況や事故防止の体制等について検証し、事務の適正な執行及び県民の安心の確保に資する。

## 4 監査対象許認可事務及び監査対象機関

監査対象許認可等事務：41事務

監査対象機関：44機関（主務課20機関、地方機関24機関）

## 5 主要な監査の結果

①許認可等事務の処理（例：食品営業許可事務、道路占用許可事務、麻薬取扱者免許事務、漁業許可事務）

②許可証等の交付（例：農地転用許可事務、自動車保管場所証明等事務）

# 平成24年度 行政監査の主な結果

## 1. 許認可等事務処理

### 【主な監査結果】

項目	監査結果の概要	措置の方向性	担当部局	P
標準処理期間の見直し				
【該当事務】 食品営業許可事務	<p>食品営業許可申請の標準処理期間については、新規は8日間、更新は10日間と定めている。</p> <p>有効期限が満了する前に行う許可の更新について、標準処理期間として定められた日数と実際に申請が到達してから当該申請に対する処分をするまでに要した日数とが大きくかい離していた。</p> <p>実際には有効期限の末日を目安に一斉に処分をしているため、長いものでは申請から処分がなされるまでに2か月程度を要していた。</p> <p>このため、許可の更新に係る標準処理期間について、一定の幅をもった期間とするなど、当該許可の性質に応じた工夫を検討する必要がある。</p>	<p>更新申請については、申請漏れがないよう事前に通知するとともに、申請者の利便性の確保を優先し、許可有効期限の約30日前を目安に受付を開始していたところ。</p> <p>そこで、更新申請の標準処理日数については、申請者の利便性の確保を維持するため、30日前から受付をしていることを踏まえ、受付開始日から許可有効日までの30日間に見直すこととした。</p> <p>なお、更新許可処分は全て許可有効期限内に行っており、標準処理日数を延長することで、申請者に不利益を生じさせることはない。</p>	生活環境部	12

## 2. 許可証等の交付

### 【主な監査結果】

項目	監査結果の概要	措置の方向性	担当部局	P
事務処理要領等における許可証等の交付に関する規定の整備				
【該当事務】 農地転用許可事務 狩猟者登録事務(県外在住者) 漁業許可事務	<p>市町村や民間団体を經由して許可証等が交付される事務について、許可証等の交付に関する規定がない、又は、規定が十分でないため、本人に渡ったことを確認ができていなかった。</p> <p>情報の安全確保の面から見て問題である。</p>	<p>農地転用許可事務については、農地法施行令により、市町村農業委員会を經由して知事に申請するよう定められており、事務の円滑化を図るため、同団体を經由して許可証を交付している。</p> <p>また、ほか2事務についても、他団体や団体内部での調整が必要なことから、各団体を經由して許可証を交付している。</p> <p>今後は、今回監査の対象となった事務に加え、その他の事務についても同様の状況が発生していないか点検し、事務処理要領等において、本人の受領を確認する方法を定めるなど規定の整備を行い、情報の安全確保に努めることとする。</p>	農林水産部	15